

狂犬病予防注射のお知らせ



狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。生後91日以上の犬を飼っている家庭は必ず登録し、予防注射を受けさせてください。

	日付	受付時間	場所
第1回	4月24日(日)	9:00~12:00	西原町民体育館(玄関前ピロティ内)
		13:30~16:30	西原町役場玄関前
第2回	5月22日(日)	9:00~12:00 13:00~16:00 (12時から13時は昼休みのため、受け付けません)	西原町民体育館(玄関前ピロティ内)
第3回	6月19日(日)		西原町役場玄関前

※都合の良い日に注射を受けてください。

【注射を受けるときの注意事項】

- ①1ヶ月以内に他のワクチン接種を受けたり、体調に不安がある場合は、主治医の獣医師に相談してください。
- ②リード・首輪を抜けないように必ず着けてください。胴輪(ハーネス)はダメです。
- ③犬をしっかり制驭(せいぎよ)できる(犬の力に負けない)人が連れてきてください。
- ④予防接種後2、3日は安静にし、交配、シャンプーは避けてください。
- ⑤糞尿は済ませてきてください。
- ⑥糞をした場合は、飼い主の責任で持ち帰ってください。
- ⑦咬む癖のある犬、他の犬に対して攻撃的な犬は必ず口輪を着けてきてください。
- ⑧首輪に鑑札がついているか確認してください。紛失の場合は、再交付の申請をしてください。

【料金】

予防注射 3,200円(注射済票交付のみの方は550円)
新規登録 3,000円(鑑札票再交付の方は1,600円)

【注意事項】

- ①登録している方は予防注射のみの料金となります。また平成28年3月2日以降にすでに予防注射を受けている場合は、注射済票のみの交付となります。病院で交付される証明書を持参してください。
- ②注射会場へは、役場が送付したハガキをご持参ください。
- ③おつりのないようにご協力をお願いします。



お問い合わせ 総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018

農地の貸し借りに注意!

農地は売買する場合だけでなく、貸し借り(無償の場合も含む)する場合も、事前に農地法に基づく許可を取らなければいけません。

許可なく転用した場合や許可を取ったが計画通りに使用されていない場合、農地法に違反することとなり、厳しい罰則が科される場合があります。(農地法第51条)

- ①原状回復その他の違反行為の是正措置が命じられる
- ②懲役または罰金が科される

使用者だけでなく、土地の所有者(貸した方)や施工した業者も罰則の対象となります。ご注意ください。

(農地法違反となる事例)

- 資材置場や駐車場として借りたいとの申し出があり、
- ①農地法の許可をとらずに当事者同士で承諾し、使用させた。
 - ②農地法の許可はとったが、産業廃棄物を置くなど計画と異なる使用をした。

(農地法の許可がない場合)

契約自体が無効となり、法的なトラブルの元になります。



相談・お問い合わせ 西原町農業委員会 ☎945-5281

相続 遺言 後見人 借金

相談内容 不動産登記、会社設立・登記、分筆、裁判手続 相続、遺言、後見人、借金問題 などの法律相談

司法書士に などご相談ください

完全個室の相談ブース完備。お気軽にご相談ください。(要予約) ※借金問題は初回相談無料です

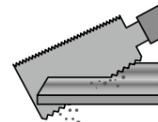
きゃん 司法書士 事務所 代表司法書士 喜屋武力



与那原町字東浜23番地2 TEL 882-8177 ☎0120-36-7930 営業時間 平日AM9:00~PM6:00 http://kyan-jimusho.com



住宅リフォームを支援します



1) 補助対象者

- 次に掲げる要件をすべて満たす方が補助対象者となります。
- ①町の住民基本台帳に記載され、現に町に居住していること
 - ②介護保険法による居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を受けていないこと
 - ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による住宅改修費の支給を受けていないこと
 - ④補助対象者又は同一世帯に居住するものが、町税(町民税、固定資産税及び軽自動車税)及び国民健康保険税滞納等をしていないこと
 - ⑤補助を受けようとする工事について、国、沖縄県又は町の他の制度による補助又は扶助を受けていないこと
- ※ただし、②及び③について、支給限度額を超える工事を行う場合は補助を受けられる可能性があります。

2) 補助対象住宅

町内に存する建築後1年を経過しており、補助対象者が居住する住宅とします。

お問い合わせ 建設部都市整備課 建築係 ☎945-4496

3) 補助対象工事

- ①バリアフリー改修工事
 - ②省エネ改修工事
 - ③県産材を利用した改修工事
- ※補助対象工事に関係がない工事については、補助の対象外となります。

4) 補助金の額

経費の20%に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) ただし、当該補助金の額が20万円を超える場合は、20万円を限度とします。

5) 申請書類

西原町のホームページ(※)に掲載されている要綱・様式を活用または、都市整備課の窓口で受け取りをお願いします。

※トップページ→お知らせ→西原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業について



西原台団地コミュニティセンター完成

西原台団地自治会(波平常則会長)はこのほど、宝くじの普及広報を目的として(一財)自治総合センターの宝くじ助成金を活用し、長年の課題であった「西原台団地コミュニティセンター」を建設しました。

完成した建物は、鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建で、延べ面積は146㎡です。コミュニティセンターは、地域行事や各種研究会・サークル活動に活用されるほか、災害時の避難場所にもなり、コミュニティ活動の拠点施設となります。



完成した西原台団地コミュニティセンター全景

人権について学ぶ

商工会の理事を対象とした人権講話が2月17日に西原町商工会で開催されました。人権擁護委員は、全ての人々が個人として尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に向けた活動を行っています。

人権に関するDVDを視聴後、金城正光那覇地区協議会会長は「子どもには作文コンクール、大人には企業や高齢者施設を訪問して人権啓発を行って来ます。基本的人権の尊重、人権意識の高揚のため、今後も活動に取り組んでいきたいと思います」と述べました。



金城会長



DVD視聴の様子

つまり・水もれ

西原町給排水工事指定店

サンリフォーム沖縄・水道事業部

西原町字内間111-2 TEL.882-9155

☎0120-882-916



- ▲蛇口の水もれ ￥2,000～
- ▲流しのつまり ￥4,000～
- ▲便器のつまり ￥4,000～
- ▲小便器のつまり ￥6,000～
- ▲便器タンク浮き取替え ￥5,000～
- ▲貯水タンク浮き取替え ￥6,000～
- ▲水道管取替え お見積り
- ▲流し台・洗面器・便器取替え お見積り

お見積り無料
お気軽にお問合せ
ください!!

